

翠が丘防災運動公園
命名権スポンサー募集要項

令和6年1月

柳井市

1 趣旨

民間事業者との協働の下に、市が所有する施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設サービスの維持及び向上を図ることを目的として、施設命名権のスポンサーを次のとおり募集します。

2 対象施設

翠が丘防災運動公園（柳井市柳井 3 7 7 6－2 ほか）

※翠が丘防災運動公園は現在、都市公園として整備中であり、公園全体の供用開始は令和 7 年春の予定ですが、工事状況に応じて下記のとおり施設の一部は随時供用開始します。

（1）全体面積 約 36,900 m²

（2）主要施設概要

施設名	面積	施設概要	供用開始予定日
①複合図書館	2,159 m ²	・鉄骨造 2 階建て ・蔵書数：約 15 万冊 ・テナントあり（カフェ） ・書架・閲覧席の他に様々な用途に使える 10 箇所の部屋を配置	令和 6 年 7 月（夏休み前）供用開始予定
②防災運動公園	約 9,500 m ²	・駐車場（約 60 台）、駐輪場（約 50 台） ・複合図書館周囲に憩いエリア、キッズエリア、多目的エリア、メモリアルエリアなどを配置 ・芝生広場、植栽（高木、低木）、トイレ、遊具、キッチンカースペース、モニュメントなど整備 ・防災機能施設（マンホールトイレ、かまどベンチ、防災東屋ほか）を整備	令和 7 年度供用開始（予定）
③弓道場	約 1,150 m ² ※実施設計中	・7 人立ちの射場、的場、矢道を整備 ・既存施設（武道場）を弓道場の一部として活用	令和 7 年度供用開始（予定）
④グラウンド	約 13,000 m ²	・野球専用グラウンド	現在、柳井商工高等学校の占用
⑤駐車場	約 8,300 m ²	・駐車台数約 190 台 ※令和 4 年 7 月に約 140 台分を供用開始済	令和 7 年度供用開始（予定）

(3) 全体配置図



【複合図書館】※令和5年12月時点撮影

3 契約期間

原則として令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。

4 募集する提案内容

(1) 命名権料（ネーミングライツ料）

命名権契約金額（以下「命名権料」という。）及びその支払方法は次のとおりとします。

- ①命名権料は年額200万円以上（消費税及び地方消費税は別途）の額をご提案ください。
- ②令和6年度については、主要施設（防災運動公園、弓道場、駐車場）が工事中であり、一部の施設のみ供用開始となることから、命名権料は契約金額の30%とします。ただし、令和7年度以降の命名権料は施設の供用開始の如何にかかわらず提示額とします。
- ③命名権契約を締結した者（以下「命名権スポンサー」という。）は、契約期間中、各年度の命名権料を毎年5月末日までに支払うものとします。

(2) 施設の愛称

次の点をご留意の上、契約した場合に使用することを希望する施設の愛称案をご提案ください。なお、愛称の正式決定は命名権スポンサーとして選定後に市と協議の上、決定するものとします。

- ①公共施設にふさわしい、市民や利用者の理解を得られるような愛称であること。
- ②愛称の中に公園であることがイメージできる名称を付けること。
例：「○○○パーク」、「○○○公園」、「○○○広場」
- ③愛称の中に、法人名、商品名及びブランド名を含んだものとするのが可能です。
- ④愛称名だけでなくロゴマークを提案することも可能です。
- ⑤柳井市広告掲載要綱第5条第1項及び第2項の規定に反しないもの。
- ⑥契約期間中における愛称の変更はできません。
- ⑦今回募集する愛称は、条例等で定める施設の正式な名称とは異なります。
- ⑧命名権を他者に譲渡・貸与することはできません。

5 命名権スポンサーのメリット

- (1) 翠が丘防災運動公園の愛称及び上記「2 対象施設（2）主要施設概要」の施設（複合図書館除く）に愛称を付すことができます。（例：「○○○パーク弓道場」「○○○パークグラウンド」「○○○パーク駐車場」など）
- (2) 市が計画している対象施設に関する看板以外に敷地内において、市との協議により愛称表示の看板を設置及び表示することができます。ただし、法令に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合があります。
- (3) 対象施設の状況、利用条件及び使用内容並びに日程等を柳井市と協議・調整することにより、年間3日以内、無償で対象施設を使用することができます。
- (4) 柳井市の広報紙、印刷物やホームページで決定した愛称を記載するなどし、その愛称の定着と普及に最大限の努力をします。

- (5) 対象施設の愛称や写真については、命名権スポンサーとなる法人の広報、広告及び販売促進等のために使用することができます。
- (6) 契約終了年以降の契約継続に関しては、優先交渉権が与えられます。

6 愛称表示の使用に伴う費用負担

区分	負担者
市が計画している対象施設に関する看板及び道路案内標識への表示	市
上記5(2)に伴う看板等の設置、変更及び維持管理に要する費用	命名権スポンサー
契約期間終了後の上記2つの区分の現状回復	命名権スポンサー
契約後に伴う市作成の印刷物等の表示	市

7 知的財産権

決定した愛称及びロゴマーク等に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は命名権スポンサーに帰属するものとしませんが、市が無償で使用することを認めるものとします。また、本件表示に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、命名権スポンサーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

8 応募資格

命名権の取得に応募できる者は、法人又は法人により構成されたグループとします。ただし、次に掲げる条件に該当する者は応募できません。

- (1) 柳井市広告掲載基準第5条に規定する規制業種又は事業者該当する者
- (2) 国税、県税及び市税を滞納している者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有しない者
- (4) 柳井市から指名停止の措置を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益の活動を行う団体。また役員等に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいる団体
- (6) その他、命名権スポンサーとしてふさわしくないと柳井市が判断した者

9 応募方法

- (1) 応募期限 令和6年2月16日（金）午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ① 翠が丘防災運動公園命名権取得申込書（第1号様式）
 - ② 法人の概要及び直近3か年の決算報告書
 - ③ 国税、県税及び市税完納証明書

- ④登記事項全部証明書（申込の日から3か月以内に発行されたもの）
 ⑤社会貢献活動等の実績及び計画（第2号様式）
- (3) 提出部数 各6部
 (4) 提出方法 窓口提出又は郵送 ※応募期限内必着
 (5) 提出先 柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）
 (6) 質問の受付 ①質問がある場合は、質問書（第3号様式）を電子メールにより提出してください。
 ②質問受付期間:令和6年1月11日(木)～令和6年1月22日(月)
 ③質問書による回答は質問者へ電子メールで回答します。なお、質問により、全ての応募者にお知らせすべき事項が新たに発生した場合は、質問者等が特定できない形で市ホームページに掲載します。

10 選定及び結果通知

- (1) 審査は、翠が丘防災運動公園命名権スポンサー選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、提出された応募書類をもとに審査します。なお、選考委員会の委員構成は、審査結果の発表まで公表しません。
- (2) 選考委員会委員は、応募者から提出された応募書類を以下の審査項目及び主な視点に基づき、0点から配点欄に記載している点数の範囲内で採点します。

審査項目	主な視点	配点
法人の経営状況	健全な財務状況であり、契約期間中の支払能力を十分に有しているか	10点
応募の動機	ネーミングライツの取組への熱意を有しているか	10点
社会貢献活動	地域への貢献を十分に取り組んでいるか。また、今後の地域貢献が十分に見込まれるか。	10点
愛称	施設のイメージや設置目的と合致しているか。	10点
	市民にとって親しみやすく、分かりやすいものとなっているか	10点
命名権料	・応募金額（年額）が最高である者を1位とし、満点を付与（応募が1者のみの場合も同様） ・2位以下は応募金額を1位の金額で除して算出した率（小数点2位以下は切り捨て）に50点を乗じて得た点を付与（小数点2位以下は切り捨て）	50点
合 計		100点

- (3) 選考委員会委員の採点を合算し、最高点を獲得した者を命名権スポンサーとして選定し、契約締結に向けた交渉を行うものとします。
- (4) 最高点獲得者が複数の場合は、愛称の評価が高い者を選定します。なお同点の場合は、書面表決により選定します。

- (5) 応募者が1者のみにおいても審査を行い、評価点満点の7割を満たしている場合は命名権スポンサーとして選定し、評価点満点の7割に満たない場合は、再度公募を実施します。
- (6) 必要に応じてヒアリングを行う場合があります。その場合は、別途通知します。
- (7) 審査結果は、参加者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載します。ただし、選定された命名権スポンサー以外の応募者名は公表しません。また、審査結果に対する問合せや異議申立ては一切受け付けません。

1 1 契約の締結

命名権スポンサーに選定された応募者と協議の上、柳井市と命名権に係る契約を締結します。

1 2 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽があった場合
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、応募に当たり著しく信義に反する行為があった場合

1 3 その他

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担となります。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 提出書類は本募集の選定（審査）に係る目的以外では使用しません。

1 4 応募書類の提出先及び問合せ先

柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

電 話 0820-22-2111（代表）

FAX 0820-23-4595

E-mail seisakukikaku@city-yanai.jp